

前回の委員会での質問について

飯山市文化財の時の名称は「木造馬頭観世音菩薩坐像」であったが、

県宝では「木造馬頭観音菩薩坐像」となっているがなぜか？

飯山市教育委員会
藤本係長 様

お世話になっております。

以前、お問い合わせいただきました小菅の馬頭観音菩薩に係ることにつきまして、熊田委員から回答がありましたので転送します。

長野県教育委員会事務局
文化財・生涯学習課 文化財係
白鳥 勲 様

お世話になります。

調査に出ておりまして、メールに気づかず失礼いたしました。

(1)の件ですが、「観音」は經典により「観自在」（玄奘新訳）とされたり

「観世音」（主に旧訳）とされたりしますが、指定名称としては国重文では、すべて「観音」に表記統一しています。「馬頭観世音」例はなく、すべて「馬頭観音」ですし、他の観音でも、たとえば「十一面観世音」や「十一面観自在」の表記は、現在は、指定名称にしておらず、「十一面観音」です（お寺様では観世音、観自在などの呼称であっても）。

「馬頭観世音」ではなく「馬頭観音」としたのは、そのためです。

ただし、国重文では聖観音には「聖観音菩薩」と「菩薩」称号をつけて指定名称として＞＞＞ありますが、十一面、千手など変化観音の場合は「菩薩」なしの十一面観音像、如意輪＞＞＞観音像など略称としている点、やや不整合でもあり、県指定ではすべての観音に「菩薩」をつける例が多いようです（三重、新潟、その他、ただし県によって異なります）。長野の県宝では「千曲市・観龍寺十一面観音菩薩立像」「同・戸倉観音堂千手観音菩薩立像」のようにやはり「菩薩」称号はつけているようですので、「馬頭観音菩薩坐像」となっております。